

3.2.2 生活環境の概況

(1) 大気質

「平成 30 年度の大気汚染状況」及び「大阪市環境白書（令和元年度版）」（令和元年 12 月閲覧、大阪市ホームページ）、「平成 30（2018）年度大気汚染常時測定局測定結果」（令和元年 8 月、大阪府）によると、大阪市内における大気質の現況は以下のとおりである。

なお、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の位置は図 3.2.8 に、測定結果の概要は表 3.2.17 に、経年変化は図 3.2.9 に示すとおりである。事業計画地最寄りの大気汚染常時監視測定局としては、大阪府所管測定局の「国設大阪」（中央区大手前 4-1-67）がある。

(a) 二酸化窒素

平成 30 年度の二酸化窒素の市内年平均値は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という）で 0.018ppm、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という）で 0.023ppm、大阪府所管測定局で 0.018ppm であり、全測定局で環境基準を達成している。

前年度と比較すると一般局、自排局とも減少しており、過去 5 年間では減少傾向で推移している。

(b) 浮遊粒子状物質

平成 30 年度の浮遊粒子状物質の市内年平均値は、一般局で $0.018\text{mg}/\text{m}^3$ 、自排局で $0.020\text{mg}/\text{m}^3$ 、大阪府所管測定局で $0.016\text{ mg}/\text{m}^3$ であり、全測定局で環境基準を達成している。

前年度と比較すると一般局、自排局とも減少しており、過去 5 年間では減少傾向で推移している。

(c) 微小粒子状物質（PM2.5）

平成 30 年度の微小粒子状物質の市内年平均値は、一般局で $14.0\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局で $13.8\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、大阪府所管測定局で $11.9\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、一般局 2 局（九条南小学校と南港中央公園）、自排局 2 局（北粉浜小学校と我孫子中学校）で環境基準を達成していない。

前年度と比較すると一般局、自排局とも減少しており、過去 5 年間では平成 29 年度に増加に転じているのを除き、減少傾向で推移している。

(d) 光化学オキシダント

平成 30 年度の光化学オキシダントの昼間（午前 6 時から午後 8 時）の市内年平均値は、一般局で 0.030ppm、大阪府所管局で 0.030ppm であり、全測定局とも環境基準を達成していない。

前年度と比較すると一般局で減少しており、過去 5 年間では増減を繰り返しながら横ばいで推移している。

(e) 二酸化硫黄

平成30年度の二酸化硫黄の市内年平均値は、一般局で0.004ppm、自排局で0.004ppm、大阪府所管局で0.001ppmであり、全測定局で環境基準を達成している。

前年度と比較すると一般局で減少しており、過去5年間では増減を繰り返しながら横ばいで推移している。

(f) 一酸化炭素

平成30年度の一酸化炭素の市内年平均値は、自排局で0.3ppm、大阪府所管局で0.3ppmであり、全測定局で環境基準を達成している。

前年度と比較すると自排局で横ばいであり、過去5年間では減少傾向で推移している。

(g) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

大阪市では、環境基準が設定されている有害大気汚染物質4物質について、全国標準監視地点2地点（北区、平野区）、地域特設監視地点2地点（大正区、西淀川区）の計4地点で環境モニタリングを行っている。

平成30年度の有害大気汚染物質の市内年平均値は、ベンゼンが $0.51\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.63\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.11\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが $2.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、これら4物質について全測定地点で環境基準を達成している。

(h) ダイオキシン類

大阪市では、市内3地点（大正区、西淀川区、平野区）において、大気中のダイオキシン類濃度の調査を行っている。

平成30年度のダイオキシン類（大気）の市内年平均値は $0.032\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となっており、全地点で環境基準を達成している。



(平成 30 年度)

一般環境大気測定局 (14 局)							自動車排出ガス測定局 (11 局)						
測定局名	NO NO ₂	SPM	PM2.5	0x	SO ₂	HC	測定局名	NO NO ₂	SPM	PM2.5	CO	SO ₂	HC
1 菅北小学校	○	○	○				15 梅田新道	○	○		○		
2 此花区役所	○	○	○	○	○	○	16 出来島小学校	○	○	○	○	○	○
3 平尾小学校	○	○	○	○	○		17 北粉浜小学校	○	○	○			○
4 淀中学校	○	○		○			18 杭全町交差点	○	○	○			
5 野中小学	○	○	○	○	○	○	19 新森小路小学校	○	○	○			
6 勝山中学校	○	○		○	○		20 海老江西小学校	○	○				○
7 大宮中学校	○	○		○	○		21 今里交差点	○	○		○		
8 聖賢小学校	○	○	○	○	○		22 上新庄交差点	○					
9 清江小学校	○	○		○	○		23 住之江交差点	○					
10 摂陽中学校	○	○		○	○	○	24 茨田中学校	○	○				
11 今宮中学校	○	○		○			25 我孫子中学校	○	○	○			
12 九条南小学校	○	○	○	○	○								
13 茨田北小学校		○		○									
14 南港中央公園	○	○	○	○	○								

大阪府所管測定局 (一般環境大気測定局)						
測定局名	NO NO ₂	SPM	PM2.5	0x	SO ₂	HC
△ 国設大阪	○	○	○	○	○	○

出典:「平成 30 年度の大気汚染状況」(令和元年 12 月閲覧、大阪市ホームページ)

「平成 30(2018)年度 大気汚染常時監視測定局測定結果」(令和元年 8 月、大阪府)

図 3.2.8 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

表 3.2.17 (1) 主な大気汚染物質測定結果（平成 30 年度、一般環境大気測定期）

測定局名	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)			微小粒子状物質(PM2.5)			光化学オキシダント(Ox)			二酸化硫黄(SO ₂)		
	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	環境基準達成状況	年平均値 (μg/m ³)	日平均値の年間98%値 (μg/m ³)	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準達成状況
菅北小学校	0.016	0.036	○	0.021	0.047	○	13.6	32.6	○	—	—	—	—	—	—
此花区役所	0.020	0.041	○	0.018	0.036	○	12.8	29.2	○	0.027	51	×	0.003	0.007	○
平尾小学校	0.018	0.039	○	0.019	0.042	○	14.6	32.3	○	0.030	62	×	0.003	0.007	○
淀中学校	0.018	0.036	○	0.017	0.041	○	—	—	—	0.031	59	×	—	—	—
野中小学校	0.015	0.033	○	0.017	0.043	○	13.0	29.8	○	0.031	44	×	0.003	0.008	○
勝山中学校	0.016	0.036	○	0.020	0.046	○	—	—	—	0.032	70	×	0.005	0.013	○
大宮中学校	0.016	0.035	○	0.016	0.042	○	—	—	—	0.032	70	×	0.004	0.012	○
聖賢小学校	0.016	0.035	○	0.016	0.041	○	12.2	28.5	○	0.030	65	×	0.005	0.016	○
清江小学校	0.018	0.036	○	0.017	0.041	○	—	—	—	0.030	67	×	0.006	0.015	○
摂陽中学校	0.017	0.037	○	0.017	0.042	○	—	—	—	0.031	71	×	0.006	0.019	○
今宮中学校	0.018	0.037	○	0.018	0.042	○	—	—	—	0.030	60	×	—	—	—
九条南小学校	0.020	0.039	○	0.026	0.050	○	16.5	36.3	×	0.027	48	×	0.005	0.018	○
茨田北小学校	—	—	—	0.017	0.038	○	—	—	—	0.032	71	×	—	—	—
南港中央公園	0.022	0.045	○	0.017	0.036	○	15.2	32.8	×	0.023	42	×	0.004	0.009	○
市内平均	0.018	—	13 — 13	0.018	—	14 — 14	14.0	—	5 — 7	0.030	60	0 — 13	0.004	— 10 — 10	— — 13

表 3.2.17 (2) 主な大気汚染物質測定結果（平成 30 年度、自動車排出ガス測定期）

測定局名	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)			微小粒子状物質(PM2.5)			一酸化炭素(CO)			二酸化硫黄(SO ₂)		
	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	環境基準達成状況	年平均値 (μg/m ³)	日平均値の年間98%値 (μg/m ³)	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準達成状況
梅田新道	0.023	0.039	○	0.023	0.047	○	—	—	—	0.3	0.5	○	—	—	—
出来島小学校	0.025	0.043	○	0.020	0.045	○	13.4	29.3	○	0.3	0.5	○	0.004	0.008	○
北粉浜小学校	0.021	0.039	○	0.020	0.049	○	15.4	34.4	×	—	—	—	—	—	—
杭全町交差点	0.023	0.042	○	0.018	0.043	○	12.7	28.5	○	—	—	—	—	—	—
新森小路小学校	0.023	0.040	○	0.019	0.042	○	12.0	29.7	○	—	—	—	—	—	—
海老江西小学校	0.020	0.038	○	0.018	0.043	○	—	—	—	—	—	—	0.003	0.008	○
今里交差点	0.028	0.046	○	0.022	0.047	○	—	—	—	0.4	0.7	○	—	—	—
上新庄交差点	0.021	0.038	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住之江交差点	0.025	0.042	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨田中学校	0.021	0.041	○	0.020	0.043	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我孫子中学校	0.018	0.034	○	0.018	0.038	○	15.5	33.1	×	—	—	—	—	—	—
市内平均	0.023	—	11 — 11	0.020	—	9 — 9	13.8	—	3 — 5	0.3	—	3 — 3	0.004	— 2 — 2	— — 13

注)1.各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定期の年平均値の平均を示す。

2.各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数)/(有効測定期数)を示す。

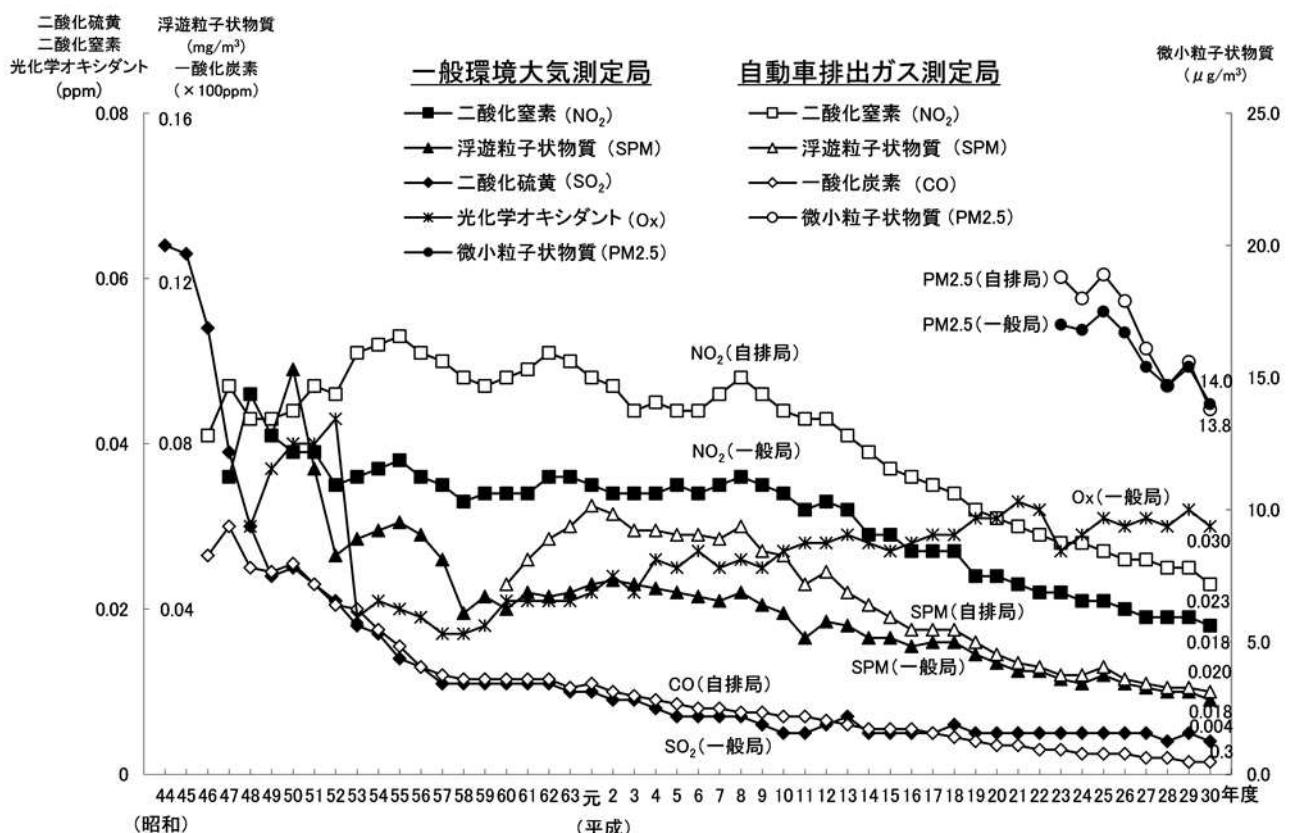
3.環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。

出典:「平成 30 年度の大気汚染状況」(令和元年 12 月閲覧、大阪市ホームページ)

表 3.2.17 (3) 主な大気汚染物質測定結果（平成 30 年度、大阪府所管測定局）

測定局名	二酸化窒素(NO_2)			浮遊粒子状物質(SPM)			微小粒子状物質(PM2.5)			光化学オキシダント(Ox)			二酸化硫黄(SO_2)			一酸化炭素(CO)		
	年平均値 (ppm)	日平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (mg/m^3)	日平均値 (mg/m^3)	環境基準達成状況	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	日平均値 (ppm)	環境基準達成状況	年平均値 (ppm)	日平均値 (ppm)	環境基準達成状況
国設大阪	0.018	0.038	○	0.016	0.034	○	11.9	30.3	○	0.030	51	×	0.001	0.004	○	0.3	0.5	○

出典：「平成 30(2018)年度 大気汚染常時測定局測定結果」(令和元年 8 月、大阪府)



出典：「平成 30 年度の大気汚染状況」(令和元年 12 月閲覧、大阪市ホームページ)

図 3.2.9 大阪市内における大気汚染物質濃度の経年変化

(2) 水質

「大阪市の川・海の水質・底質（大阪市内公共用水域測定結果）」及び「ダイオキシン類環境調査」（令和元年12月閲覧、大阪市ホームページ）によると、大阪市内における河川・海域における生活環境項目及びダイオキシン類の現況は、以下に示すとおりである。

(a) 生活環境項目

大阪市では、47地点で水質の定点調査を実施し、公共用水域の水質汚濁状況を常時監視している。市内河川及び海域の水質調査地点は、図3.2.10に示すとおりである。

生活環境項目のうち、代表的な汚濁指標とされている河川における生物化学的酸素要求量（BOD）、海域における化学的酸素要求量（COD）について、平成30年度はすべての測定地点で環境基準を達成している。



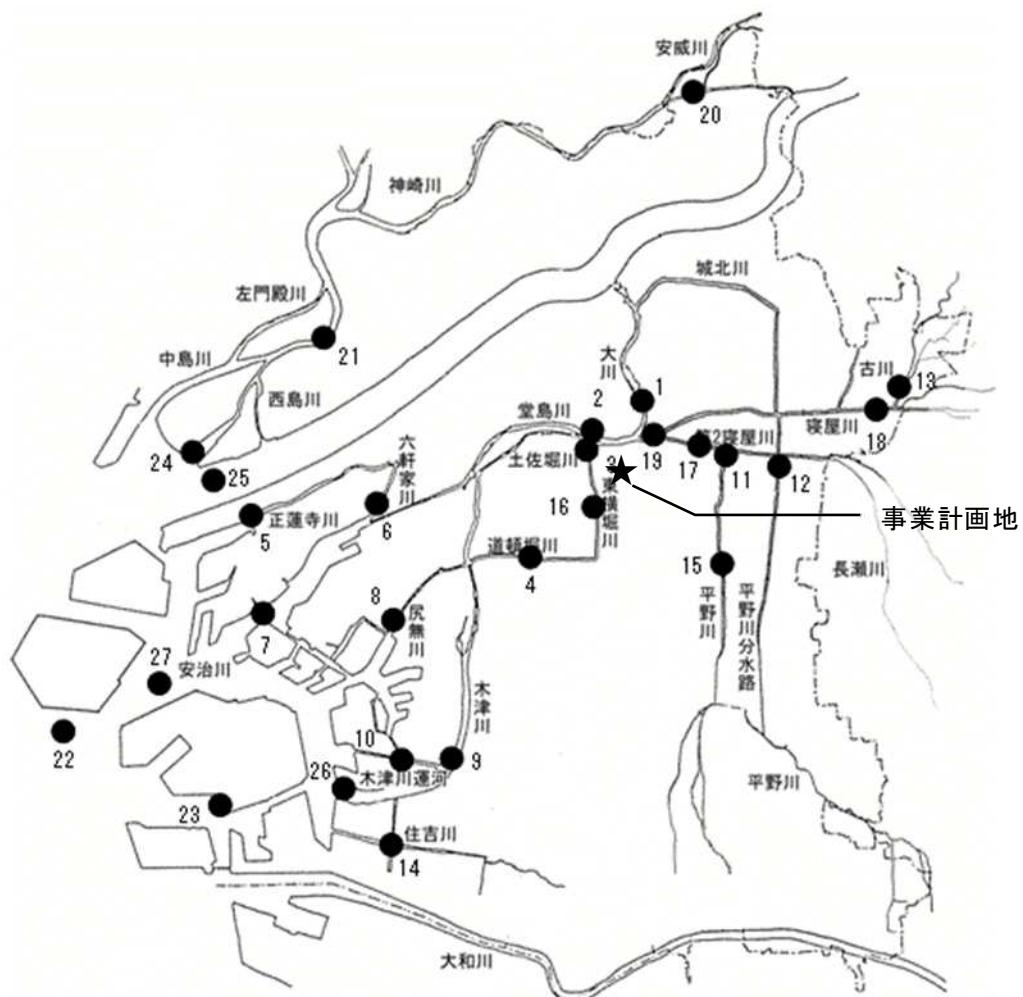
出典：「大阪市の川・海の水質・底質（大阪市内公共用水域測定結果）」（令和元年12月閲覧、大阪市ホームページ）

図3.2.10 大阪市内における水質調査地点

(b) ダイオキシン類

大阪市では、市内 23 地点（河川 21 地点、海域 2 地点）において、公共用水域のダイオキシン類濃度の調査を行っている。調査地点は、図 3.2.11 に示すとおりである。

平成 30 年度のダイオキシン類（水質）の市内年平均値は、河川で 0.33pg-TEQ/L、海域で 0.13pg-TEQ/L となっており、全地点で環境基準を達成している。



出典:「ダイオキシン類環境調査」(令和元年 12 月閲覧、大阪市ホームページ)

図 3.2.11 大阪市内におけるダイオキシン類調査地点

(3) 地下水

「大阪市環境白書（令和元年度版）」によると、大阪市内における人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類の地下水調査結果は、以下に示すとおりである。

(a) 人の健康の保護に関する項目

大阪市では、平成30年度は概況調査5地点、継続監視調査8地点で地下水調査を行っている。

概況調査では、測定を行ったすべての地点、項目について、環境基準を達成している。

継続監視調査では、8地点中、砒素（2地点）、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）（4地点）、1,2-ジクロロエチレン（2地点）、ふつ素（1地点）、ほう素（1地点）について、環境基準値を超過している。

(b) ダイオキシン類

大阪市では、市内1地点（東成区）において、地下水のダイオキシン類調査を行っている。

平成30年度のダイオキシン類（地下水質）の調査結果は、年平均値が 0.11pg-TEQ/L となっており、環境基準を達成している。

(4) 土壤

「大阪市環境白書（令和元年度版）」によると、平成30年度に大阪市に報告書等の提出があった土壤調査52件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は48件となっている。

平成30年度のダイオキシン類（土壤）の大阪市内年平均値は 0.57pg-TEQ/g となっており、市内の調査地点（2地点）の全地点で環境基準を達成している。

(5) 騒音

「大阪市環境白書（令和元年度版）」によると、騒音の現況は以下に示すとおりである。

なお、平成 30 年度の大都市内における騒音についての苦情件数は 732 件で、全公害苦情件数 1,382 件の 53.0% を占めていた。発生源別では、「工事・建設作業」の苦情件数が 365 件と最も多く、次いで「工場・事業場」の 118 件となっている。

(a) 道路交通騒音

平成 30 年度の大都市内の主要幹線道路沿道（道路に面する地域）における道路交通騒音の測定結果は、測定地点 50 地点のうち、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成した地点は 25 地点（50.0%）、昼間の時間帯のみで環境基準を達成した地点は 13 地点（26.0%）、夜間の時間帯のみで環境基準を達成した地点は 0 地点（0.0%）、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成しなかった地点は 12 地点（24.0%）となっている。

また、平成 30 年度の大都市内の自動車騒音常時監視結果は、全評価対象戸数約 44 万戸のうち、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成した割合は 94.5%、昼間の時間帯のみで環境基準を達成した割合は 2.6%、夜間の時間帯のみで環境基準を達成した割合は 0.1%、昼間・夜間の時間帯とも環境基準を達成しなかった割合は 2.7% となっている。

(b) 新幹線鉄道騒音

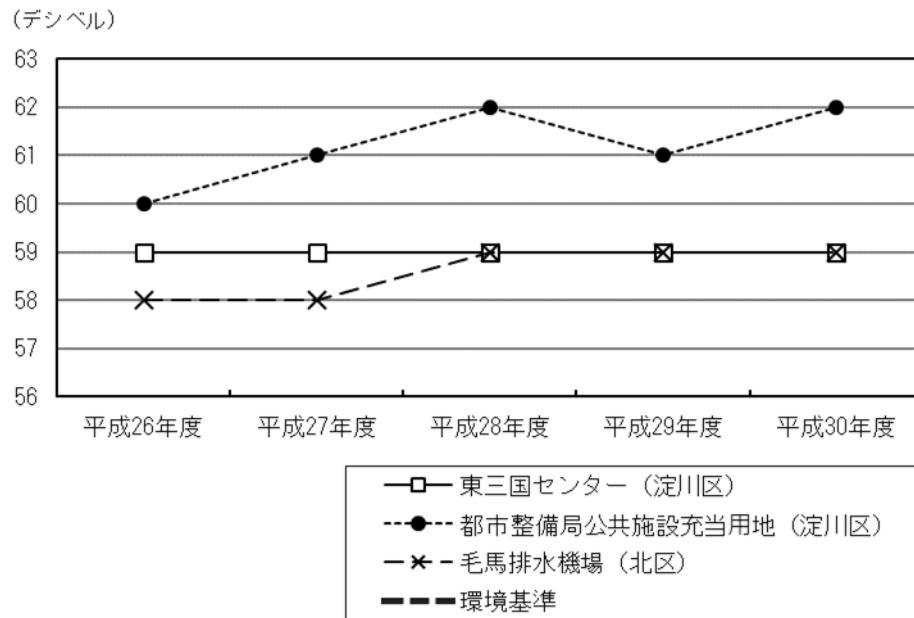
大都市内では、東海道新幹線 1 地点（東淀川区）、山陽新幹線 2 地点（淀川区）で新幹線鉄道騒音の測定を行っている。平成 30 年度の新幹線鉄道騒音測定結果は 70～75 デシベルとなっており、2 地点で環境基準（70 デシベル以下）を達成しなかった。

(c) 航空機騒音

大都市内では、大阪国際空港周辺において、大阪府による通年測定 1 地点（西三国センター）、大阪市による短期測定（通年測定を補完する）1 地点（都市整備局公共施設充當用地）のほか、関西エアポート株式会社による常時観測 1 地点（毛馬排水機場）で航空機騒音測定を実施している。平成 30 年度の航空機騒音測定結果は、59～62 デシベルとなっており、いずれも環境基準（57 デシベル以下）を達成しなかった。

上記 3 地点の過去 5 年間の航空機騒音の推移^(注)は、図 3.2.12 に示すとおりである。事業計画地に最も近い毛馬排水機場では、58～59 デシベルで推移しており、過去 5 年間でも環境基準（57 デシベル以下）を超過している。

注) 航空機騒音に係る環境基準については、環境庁告示の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（L_{den}）へと変更となった。



出典：「航空機騒音について」（令和元年12月閲覧、大阪府ホームページ）
「大阪市環境白書（令和元年度版）」（令和元年12月閲覧、大阪市ホームページ）
「航空機騒音測定結果の推移」（令和元年12月閲覧、関西エアポート株式会社ホームページ）

図3.2.12 過去5年間の航空機騒音測定結果の推移

(6) 振動

「大阪市環境白書（令和元年度版）」によると、振動の現況は以下に示すとおりである。

なお、平成30年度の大都市内における振動についての苦情件数は151件で、全公害苦情件数1,382件の10.9%を占めていた。発生源別では、「工事・建設作業」の苦情件数が117件と最も多く、次いで「移動発生源」が14件となっている。

(a) 道路交通振動

平成30年度の大都市内の主要幹線道路沿道（道路に面する地域）における道路交通振動の測定結果は、測定地点50地点で昼間の時間帯が28～53デシベル、夜間の時間帯は26～49デシベルとなっている。

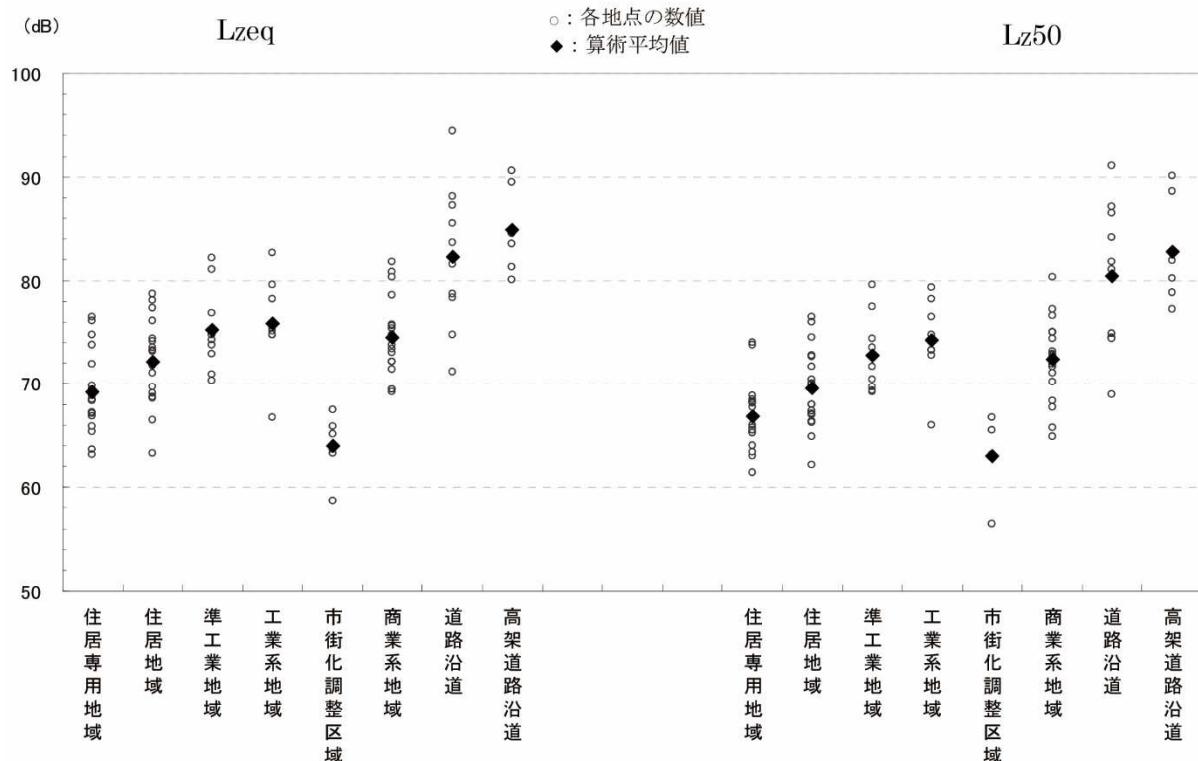
(b) 新幹線鉄道振動

大都市内では、東海道新幹線1地点（東淀川区）、山陽新幹線2地点（淀川区）で新幹線鉄道振動の測定を行っている。平成30年度の新幹線鉄道振動測定結果は、46～59デシベルとなっている。

(7) 低周波音

低周波音とは概ね 1~100Hz の音のことをいい、その中でも人間の耳では特に聞こえにくい 20Hz 以下の音を超低周波音という。発生源としては、工場・事業場や店舗・公共施設、交通機関等があり、大型の構造物や機械、施設等から発生しやすい。

「大阪府環境白書 2019 年度版」によると、大阪府では一般環境中の低周波音の実態を把握するために、平成 14 ~16 年度に府下 93 地点で測定を実施している。測定結果は、図 3.2.13 に示すとおりである。



- 注) 1. 平成 14~16 年度に 93 地点で測定。
- 2. 図左側は、1 ~90Hz のオーバーオールの等価音圧レベル (L_{eq}) を示す。
- 3. 図右側は、1 ~90Hz のオーバーオールの時間率音圧レベルの中央値 (L_{50}) を示す。
- 4. 両図とも平坦値（聴感補正なし）を示す。

出典：「大阪府環境白書 2019 年版」（令和 2 年 2 月閲覧、大阪府ホームページ）

図 3.2.13 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

(8) 地盤沈下

「地盤環境」（令和元年 12 月閲覧、大阪市ホームページ）によると、大阪市では市内 212 か所に水準点を設置し 2~3 年ごとに地盤変動量を把握している。平成 30 年度に実施した市内 174 か所にある水準点の地盤変動状況について、前回（平成 27 年度）調査から沈下量が 2cm に達する地点はなく、近年は大阪市内の地盤沈下は沈静化している。

(9) 悪臭

大阪市では、悪臭防止法に基づく臭気指数による規制を導入しており、アンモニアなど 22 種類の特定悪臭物質だけでなく、工場などから発生する不快なにおいのすべてを規制対象としている。

「大阪市環境白書（令和元年度版）」によると、平成 30 年度の市内における悪臭についての苦情件数は 284 件で、全公害苦情件数 1,382 件の 20.5% を占めていた。発生源別では、「工事・事業場」の苦情件数が 128 件と最も多く、次いで「その他」の 56 件となっている。

(10) 日照阻害

日照阻害については、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」に基づき日影規制が行われているほか、「大規模建築物事前協議制度」における日影指導が行われている。

(11) 電波障害

電波障害は、建築物等で電波が遮られたり反射されることによって起こり、テレビの受信障害を生じる。原因としては、ビルや送電鉄塔・送電線、高架道路などの影響で発生する。

(12) 廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみ及びし尿に分類される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた 20 種類のものをいう。

(a) 一般廃棄物（ごみ）

「大阪市環境白書（令和元年度版）」によると、大阪市のごみ処理量は、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用の取組の結果、平成 26 年度に 94 万トン、平成 27 年度に 92 万トン、平成 28 及び 29 年度に 90 万トンと減少していたが、平成 30 年度は 93 トンと増加に転じている。

大阪市では、平成 28 年 3 月に改定した「一般廃棄物処理基本計画」により、「2025 年度のごみ処理量 84 万トン」とする減量目標定め、ごみの発生抑制や再使用の取組（2R）をより一層進め、ごみ減量の流れを継続・発展させることとしている。

(b) 産業廃棄物

「大阪市環境白書（令和元年度版）」によると、平成 27 年度に実施した排出実態調査の結果、平成 26 年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 690 万トン（公共施設を含む）であり、そのうち 685 万トン（99.3%）が中間処理され、331 万トン（48.0%）の処理残さが生じ、354 万トン（51.4%）が減量化されている。再生利用量は 321 万トン、最終処分量は 14 万トンとなっている。

(13) 景観

大阪市では、「大阪市都市景観条例」に基づき、景観形成上の大切な資源を都市景観資源として登録している。平成 30 年 4 月現在、大阪市中央公会堂など 401 件を登録している。

また、平成 29 年 10 月に施行された新しい「大阪市景観計画」によると、事業計画地の周辺地域は「都心景観形成区域」に該当し、さらに「上町台地景観配慮ゾーン」に指定されている。なお、事業計画地の周辺地域には、「大阪市景観計画」により指定された景観重要公共施設として、景観重要河川の「土佐堀川」及び「旧淀川（堂島川・大川（天神橋から船津橋まで））」がある。

(14) 地球環境

大阪市では、平成 29 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」を改定し、再生可能エネルギーの利用促進や、市民・事業者の省エネルギー・省 CO₂などの緩和策に加え、気候変動の影響への適応策についても同計画に位置付け、これらの取組によって安全・安心で持続可能な低炭素社会の構築をめざしている。

「大阪市環境白書（令和元年度版）」によると、2017（平成 29）年度に大阪市域から排出された温室効果ガスは 1,901 万トン-CO₂となっており^(注)、その約 93%が二酸化炭素となっている。2017 年度における部門別排出量を 1990 年度と比較すると、産業部門（製造業など）、運輸部門（自動車・鉄道）、廃棄物部門はそれぞれ減少しているが、業務部門（オフィスなど）、家庭部門は増加している。

注) 2017 年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値。

(15) 公害苦情

平成 30 年度の大阪市域及び事業計画地の周辺地域における公害苦情件数は、表 3.2.18 に示すとおりである。

表 3.2.18 公害苦情件数（平成 30 年度）

区分 市区名	大気汚染	水質汚濁	騒 音 ^{*1}	振 動	悪 臭	その他 ^{*2}	合 計
大 阪 市	206	0	732	151	284	9	1,382
周 辺 地 域	中央区	17	0	81	3	10	112
	北 区	15	0	57	7	17	98
	都島区	6	0	19	11	1	37
	西 区	11	0	36	6	7	60
	天王寺区	12	0	33	3	7	56
	浪速区	9	0	48	8	6	72
	東成区	8	0	28	4	6	46
	城東区	7	0	34	5	7	54
	計	85	0	336	47	61	535

注) *1. 低周波音を含む。

*2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和元年度版）」（令和元年 12 月閲覧、大阪市ホームページ）

3.2.3 自然環境の概要

(1) 気象

大阪管区気象台（中央区大手前 4-1-76）における気象観測結果によると、平成 30 年の大阪の年平均気温は 17.4°C（平年値 16.9°C）、年間降水量は 1,651.5mm（平年値 1,279.0mm）、年間日照時間は 2,265.6 時間（平年値 1,996.4 時間）となっており、前年と比較すると年平均気温は 0.6°C の上昇、年間降水量は 376.0mm の増加、年間日照時間は 81.0 時間の増加となっている。

（注）平年値は、1981～2010 年の 30 年間の観測値の平均。

(2) 地象

(a) 地形

大阪市が位置する大阪平野は、西は大阪湾に面し、北・東・南の三方は標高 600m から 1,100m の北摂、金剛・生駒、和泉葛城の山地に囲まれている。この大阪平野には、北東部を京都盆地から淀川が、また中央部を奈良盆地から大和川がそれぞれ貫流している。

大阪市の地形は、南から北にのびる上町台地と、その周囲をめぐる低地から成り立っている。海岸部一帯は、古くからの埋立地である。

「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査（大阪西北部・大阪東北部）地形分類図」（昭和 53 年 3 月、大阪府）によると、事業計画地の地形は丘陵地、その周辺は大部分が三角州で一部が砂礫台地となっている。

(b) 地質

大阪府域の地盤は、大阪層群と呼ばれる約 300 万年前～30 万年前の堆積層が厚く堆積しており、未固結の粘土・砂・礫で構成されている。一方、平野部では、大阪層群の上をさらに上部洪積層や軟弱な粘土層となる沖積層が覆っている。沖積層は粘土～シルト質であり、洪積層は上部が砂質層で、その下は粘土、シルト～砂、砂礫の互層となっている。

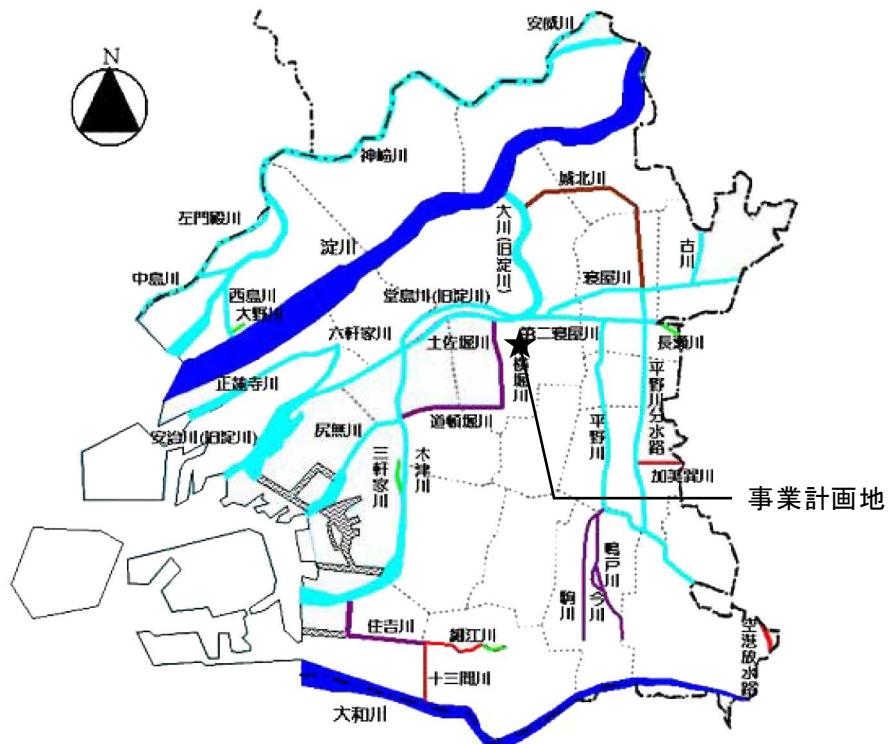
「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査（大阪西北部・大阪東北部）表層地質図」（昭和 53 年 3 月、大阪府）によると、事業計画地の地質は「礫」となっており、西側は「礫」で一部に「泥」がみられる。

(3) 水象

大阪市内における河川管理区分図は、図 3.2.14 に示すとおりである。

大阪市内の河川数は、平成 30 年 4 月現在で 33 河川、総延長 146.0km となっている。大阪市内を流れる淀川は、神崎川と大川（旧淀川）を分派して大阪湾に注ぐ一級河川である。市内の河川のほとんどは淀川水系に属し、南端では大和川水系に属している。

事業計画地周辺地域では、上町台地より東側は寝屋川流域に含まれ、大阪府の総合治水対策として都島区内を通過する寝屋川北部地下河川の計画が進められている。



凡例	河川法取り扱い	管理者
■	一級河川	国土交通大臣
■	一級河川(河川法第9条第2項)	大阪府知事
■	一級河川(河川法第9条第2項)	大阪府知事(大阪市長に委任)
■	一級河川(河川法第9条第5項)	大阪市長
■	準用河川	大阪市長
■	普通河川	大阪市長
---	市界	
---	区界	

出典：「河川の現況」（令和元年12月閲覧、大阪市ホームページ）

図3.2.14 大阪市内河川管理区分図

(4) 動物・植物・水生生物

(a) 動物

「大阪市生物多様性戦略」(平成30年3月、大阪市)によると、大阪市内では哺乳類16種、鳥類324種、爬虫類11種、両生類7種、汽水・淡水魚類120種、昆虫類1,768種、クモ類100種、陸産貝類27種が確認されている。確認種の内訳は表3.2.19に示すとおりである。環境変化や外来種の影響等により、大阪市内ではすでに絶滅したと考えられる種や個体数の減少が指摘されている。なお、事業計画地の周辺地域では、大阪城公園が生物多様性関連施設として紹介されている。

(b) 植物

「大阪市生物多様性戦略」によると、大阪市内では維管束植物1,488種、コケ植物96種が確認されている。確認種の内訳は表3.2.19に示すとおりである。なお、事業計画地の周辺地域では、維管束植物では上町台地の斜面林、コケ植物では大阪城公園が重要な生育場所として紹介されている。

(c) 水生生物

「大阪市生物多様性戦略」によると、大阪市内では淡水産貝類22種、その他淡水産無脊椎動物10種が確認されている。確認種の内訳は表3.2.19に示すとおりである。大阪市内では水田が減少しており、淡水性種の主な生息環境は淀川・大和川といった大きな河川と都市公園の池に限られている。

表3.2.19 大阪市内で確認された生物の内訳

分類群	確認種数	絶滅したと考えられる種（内数）	在来種数	保護上注目すべき生き物（内数）	外来種数	特定外来生物（内数）
哺乳類	16	1	7	7	9	3
鳥類	324	-	311	61	13	1
爬虫類	11	-	10	8	1	1
両生類	7	3	5	5	2	1
汽水・淡水魚類	120	-	96	32	24	4
昆虫類	1,768	12	1,680	261	88	3
クモ類	100	-	94	6	3	2
陸産貝類	27	(記載なし)				-
淡水産貝類	22	1	16	10	6	1
その他淡水産無脊椎動物	10	(記載なし)				-
維管束植物	1,488	10	644	165	844	8
コケ植物	96	-	95	5	1	-

出典：「大阪市生物多様性戦略」(平成30年3月、大阪市)

(5) レクリエーション資源

事業計画地の周辺地域におけるレクリエーション資源（文化・観光施設、会館等、公園等）の分布状況は、図 3.2.15 に示すとおりである。事業計画地の最寄りのレクリエーション資源としては、文化・観光施設（美術館・博物館）の大坂歴史博物館や、文化・観光施設（都市景観資源）の大坂府庁本館がある。

(6) 自然環境保全地域及び鳥獣保護区の指定状況

事業計画地の周辺地域には、「自然環境保全法」及び「大阪府自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域や緑地環境保全地域は存在しない。また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等も存在しない。

